

# 平成24年度政府予算提言・要望書

(東日本大震災津波に関する項目を除く)

平成23年8月3日

岩手県知事 達増拓也

# 目 次

1	地方の財源確保について	1
	(内閣官房・内閣府・総務省・財務省)	
2	デジタル・ディバイドの解消について	3
	(総務省)	
3	北上川の清流化確保対策について	4
	(総務省・経済産業省・環境省・国土交通省)	
4	陸中海岸国立公園の災害復旧について	5
	(環境省)	
5	地域医療再生のための総合的な政策の確立について	6
	(厚生労働省)	
6	基金を活用した取組に対する恒久的な措置について	7
	(厚生労働省)	
7	医師確保等人材の育成支援について	8
	(厚生労働省・総務省・文部科学省)	
8	地域医療確保に必要な財政支援の拡充等について	11
	(厚生労働省・総務省)	
9	小児救急医療体制の確保・充実について	13
	(厚生労働省)	
10	国立病院機構所管病院の整備拡充等について	14
	(厚生労働省)	
11	医療費適正化計画の実績評価に伴う診療報酬の特例の設定について	15
	(厚生労働省)	
12	少子化対策の推進について	16
	(総務省・厚生労働省)	
13	障がい者の地域での生活を支援する施策の充実について	18
	(厚生労働省)	
14	重症心身障がい児(者)への在宅支援の充実について	20
	(厚生労働省)	
15	介護保険制度の円滑な運営のための制度改善等について	21
	(総務省・厚生労働省)	
16	感染症対策の充実について	23
	(厚生労働省)	
17	特定疾患対策について	25
	(厚生労働省)	
18	国民健康保険制度の円滑な運営について	26
	(厚生労働省)	
19	後期高齢者医療制度の安定した運営と新たな高齢者医療制度への円滑な移行について	27
	(厚生労働省)	
20	診療報酬の改定について	29
	(厚生労働省)	
21	病院事業に係る地方財政措置拡充について	30
	(総務省)	

22	地方と中国の交流を促進するための環境の整備について . . . . .	31
	(法務省・外務省)	
23	北上新貨物駅の整備について . . . . .	32
	(国土交通省)	
24	農業者戸別所得補償制度の充実・強化と米需給調整の着実な推進について . . . . .	33
	(農林水産省)	
25	農林水産業における「担い手育成」と「産地づくり」について . . . . .	34
	(農林水産省・林野庁・水産庁)	
26	農地・森林・水産基盤の整備及び保全について . . . . .	37
	(農林水産省・林野庁・水産庁)	
27	農林水産物に関するWTO及びEPA交渉等について . . . . .	39
	(農林水産省・林野庁・水産庁)	
28	道路整備事業の促進について . . . . .	41
	(財務省・国土交通省)	
29	港湾・海岸整備事業の促進について . . . . .	42
	(財務省・国土交通省)	
30	河川・砂防施設整備事業の促進について . . . . .	43
	(財務省・国土交通省)	
31	ダム建設事業の促進について . . . . .	44
	(財務省・国土交通省)	
32	地方の社会資本整備を推進するための予算の確保について . . . . .	45
	(財務省・国土交通省)	
33	浄化槽整備事業の推進について . . . . .	47
	(環境省)	
34	農業集落排水施設の災害復旧事業における補助の拡大について . . . . .	48
	(農林水産省)	
35	新たな定数改善計画の策定について . . . . .	49
	(文部科学省)	
36	公立学校施設の耐震化推進に係る支援措置の拡充について . . . . .	50
	(文部科学省)	
37	高校生を対象とした奨学金制度の拡充について . . . . .	51
	(文部科学省)	
38	日本列島北部の文化に関する研究機関の設置について . . . . .	52
	(文化庁)	

## 1 地方の財源確保について

三位一体改革以降大きく傾いた地方財政は、財源不足が恒常化しており、地方が歳出の無駄の徹底的な削減等により収支均衡を図る努力を行う一方で、地方交付税総額の増額や偏在性の少ない安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現する必要があります。

### 1 地方税財源の充実強化

#### (1) 地方税源の充実・強化

##### ア 国・地方間の税源配分の見直し

地方の増大する役割に対応し、地域主権改革を実現するため、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すこと

その際には、偏在性が少なく安定的な地方税体系を構築できるよう、地方消費税の充実を中心とすること

##### イ 地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税は地域主権を支える重要な基幹税目であり、主要税目の中で、最も偏在度が低い税目ではあるが、それでも一定の偏在性があることから、できるだけ人口に比例的な税収帰属が実現するよう、地方消費税清算金にかかる清算基準の見直しを行うこと

##### ウ 地方税における非課税等特例措置の整理合理化

地方税における非課税等特例措置の更なる整理合理化を進めること

##### エ 地方における社会保障財源の確保

地方の社会保障財源については、地方単独事業を含めた社会保障全体の経費についての試算を行った上で、国・地方の社会保障全体におけるそれぞれの役割分担に応じて、偏在性の少ない地方消費税の充実など安定的な財源の確保を図ること

## (2) 地方交付税総額の増額と地方財政計画の適正化

### ア 地方交付税総額の増額

地方一般財源の確保に当たっては、地方の恒常的な財源不足を解消するとともに、地方交付税総額の増額を図ること

### イ 東日本大震災津波に関する財政需要に対する普通交付税の別枠措置

東日本大震災津波に関する財政需要については、地方交付税総額の特例を設け、通常の普通交付税の別枠として確保すること

### ウ 地方財政計画への適切な反映

地方財政計画の策定に当たっては、税収を的確に見込むとともに、歳出においても社会保障関係費のみならず、投資単独事業等の地方の財政需要を適切に反映させること

特に、東日本大震災津波に関する財政需要については、別枠で計上するなどし、確実に反映させること

## 2 地域自主戦略交付金の必要額の確保及び自由度の向上

### (1) 必要額の確保

平成23年度に都道府県の投資的経費を対象に創設された地域自主戦略交付金について、事業が滞りなく実施できるよう、必要な総額を確保すること

### (2) 自由度の向上

制度創設の趣旨を十分に踏まえ、事業要件の緩和や対象事業の拡大等により、地方の自由裁量のより一層の拡大及び事務の簡素・合理化を図ること

## 2 デジタル・ディバイドの解消について

地域間の情報通信格差を解消し、国民が等しく情報化の恩恵を享受できる環境を実現するため、ブロードバンドや携帯電話などの情報通信基盤の整備及び利活用の推進を図られるよう要望します。

また、アナログ放送からデジタル放送へ完全移行する時点までには、全ての住民が情報の地域間格差なく地上デジタル放送のメリットを享受できるように、国として必要な対策を講じられるよう要望します。

### 1 通信事業者の設備投資を促進するための支援制度の創設及び拡充

通信事業者が投資に消極的な条件不利地域においても設備投資を促進するため、低利融資、税制優遇措置、債務保証などの支援制度の拡充を図るとともに、通信事業者を事業主体とする補助制度を創設すること

また、中長期的な取組として、ユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見直し、光ファイバーなどのブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の整備・維持管理を対象とすること

### 2 市町村の維持管理運営費等に係る支援制度の創設

公設民営方式により情報通信基盤を整備した市町村の負担を軽減し、その安定的な運営を図るため、維持管理運営費や設備更新費について支援する制度を創設すること

### 3 地上デジタル放送への完全移行に向けた受信側対策

「新たな難視地区」及び「デジタル化困難共聴施設」の対策について、住民の過重な負担とならないよう、現行補助制度を拡充すること

### 4 地上デジタル放送推進に係る地方財政措置予算枠の拡充

「辺地共聴施設整備事業」における過疎債、辺地債等起債制度に係る特別枠の新設など制度の拡充を図ること

### 3 北上川の清流化確保対策について

旧松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁防止対策は、関係5省庁の了解事項に基づき実施されてきたところでありますが、恒久的財源対策、3メートル坑の安全対策等の課題があることから、国の責任における措置を要望します。

#### 1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

北上川の清流化対策は、岩手県にとって最重要課題の一つであり、これまで国の補助を受けながら坑廃水の中和処理を行っているが、現行の国庫補助制度は法的根拠がない予算補助であり、国の財政事情に左右されない恒久的で安定した財政制度を確立すること

また、それまでは現行の補助率3/4を維持し必要な予算を確保するとともに、県負担にかかる特別交付税措置を維持すること

#### 2 3メートル坑の安全確保対策

専門家による調査の結果、将来はいずれ崩壊し、坑廃水の漏出のおそれもあるとされた3メートル坑について、国が盤膨れ防止対策を早急に講じること

#### 3 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

赤川の保全水路の対策に万全を期するとともに、北上川まで直轄管理区間を延伸し、国で一元的な管理を行うこと

## 4 陸中海岸国立公園の災害復旧について

平成 21 年 10 月 8 日～9 日に発生した台風 18 号により、陸中海岸国立公園の北山崎周辺（下閉伊郡田野畑村）において、自然遊歩道等の自然公園施設が大きな被害を受けました。

この地域は、多くの利用客が訪れる北部陸中海岸国立公園の重要な拠点であり、早急な復旧が求められます。

平成 22 年 3 月 30 日には環境省東北地方環境事務所が現地を調査したところであり、県としても当面の措置として、今年度迂回路の建設を実施しているところです。

については、国において恒久的な対策を講じられるよう要望します。

### 国において恒久的な対策としての災害復旧を実施すること

被災した公園施設

北山崎幹線道路

場 所：下閉伊郡田野畑村

主な被災：自然遊歩道の法面の崩落

### 5 地域医療再生のための総合的な政策の確立について

今日、地域においては、保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化等を背景として、医師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められていますが、病院勤務医師の不足が一層深刻化しており、まさに「地域医療崩壊」の危機的状況にあります。

については、地域医療の再生のため、次のとおり要望します。

#### 地域医療再生のための総合的な政策の確立

国民的合意に基づいた医療に係る基本理念・方針のもと、地方の意見も反映した総合的、体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定し、国・地方の役割分担や民間との連携を踏まえて、その実効性のある運用を実現すること

具体的には、地域別、診療科別の医師偏在を解消するため、各都道府県・医療圏ごとに必要な病院勤務医師数を算出するガイドラインを策定し、臨床研修制度と一体化した運用等により医師不足地域における医師の病院勤務の義務付けを図るなど、医師の偏在を解消する施策を直ちに実行されたいこと

# 厚生労働省

医政局、雇用均等・児童家庭局  
老健局

## 6 基金を活用した取組に対する恒久的な措置について

今日、地方が直面している人口減少・少子高齢化への的確な対応、安全・安心な暮らしの確保、地域社会を支える人材の育成などの重要な課題について、地方は、国の交付金により創設した基金を活用し、解決に向けた取組を推進しているところです。

しかしながら、基金の設置期間内ではこれらの課題を根本的に解決するのは困難であり、その終了後においても継続的な取組が求められるところですが、今後、地方の財源不足が過去最大の規模に拡大するものと見込まれるなか、基金終了後の取組への影響が懸念されるところです。

また、基金を活用した取組を一層効果的に推進するためには、その運用について、地方の実情に応じた柔軟な対応が求められているところです。

については、地方が直面する課題の解決に向けた取組を一層推進するため、次のとおり要望します。

### 1 医療施設耐震化臨時特例基金

耐震整備については、医療施設耐震化臨時特例基金の創設により拡充されたところであるが、東日本大震災津波では未耐震の病棟が被災し使用不能となるなどの被害が発生したことから、医療施設の耐震化をさらに推進するため、恒久的かつ充実した制度を構築すること

### 2 妊婦健康診査支援基金

妊婦健康診査支援基金により実施している妊婦健康診査公費負担の拡充などの助成事業を平成 24 年度以降も継続して行えるよう、恒久的な制度として、安定した財源の確保を図ること

### 3 介護職員処遇改善等臨時特例基金

平成 21 年度介護報酬改定による介護従事者への処遇改善の調査結果等を踏まえ、さらなる報酬改定や介護職員処遇改善交付金制度の拡充など、介護従事者全般に対する恒久的な処遇改善方策を講じること

## 7 医師確保等人材の育成支援について

東日本大震災津波による未曾有の被害により、被災前から医師不足であった当県は、沿岸部をはじめこれまでも増して医師が不足する状況となっています。また、近年の保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化、更には、介護保険制度の導入を背景として、医師、看護師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められている中で、昨年度の診療報酬改定は、救急、産科、小児、外科等の医療再建や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっておりますが、地方の病院における医師確保、救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

このようなことから、保健医療サービス提供の根幹を担う人材の育成支援のため、次のとおり要望します。

### 1 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化

地域の医療を確保するため、平成18年8月の「新医師確保総合対策」、平成19年5月の「緊急医師確保対策」及び21年7月の「地域の医師確保の観点からの定員増」に係る大学医学部における医師養成数の増を恒久的な措置とすること

### 2 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

本県唯一の医育機関であり、かつ私立大学である岩手医科大学に創設した「地域枠」（県出身者の入試選抜枠）については、国公立大学並みの学費負担で修学できる奨学金を設定するなど、多額の財政負担が生じていることから、地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を更に拡充すること

### 3 医学部入学定員の「ブロック枠」の創設

東北大学医学部をはじめとする各地方の中核的な大学の医学部は、本県をはじめ、特に医師不足が深刻とされる地方全域における地域医療の確保等に重要な役割を果たしているが、その一方で首都圏等から進学する学生も多く、地元出身の学生が十分進学できていない実態があることから、将来にわたり、地域の医療を支え、主導的な役割を担う人材を安定的に確保していくために、これらの大学医学部の入学定員の一定数を地方出身者の中から選抜する、「ブロック枠」の創設に向け、検討を進めること

### 4 医学部入学定員の増加に係る医育機関のスタッフ等の充実

医師養成数の増加に当たっては、長期的な視点で取り組まれるとともに、医育機関のスタッフ及び設備の充実についても十分に配慮すること

### 5 特定診療科の医師不足の解消

診療科別の医師の不足数を明らかにし、その必要数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を充実させること

### 6 総合医の制度化及び養成

地域医療を担う医師を育成する観点から、総合医の制度化及び養成について必要な措置を講じること

### 7 臨床教育等における指導医の評価の充実

医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算など臨床教育等における指導医の評価を充実すること

### 8 女性医師の離職防止や就業支援制度に対する財政支援の拡充

女性医師の離職防止や就業支援を図る観点から、院内保育の夜間延長に要する経費等に対して更なる支援の拡充を行うこと

### 9 へき地医療に配慮した診療報酬の評価

へき地医療に配慮した診療報酬の評価を行うこと

**10 民間立看護師等養成所に対する運営費補助及び民間立病院が行う院内保育施設に対する補助の拡充**

民間立看護師等養成所に対する運営費補助及び民間立病院が行う院内保育施設に対する補助を拡充すること

**11 医療従事者に係る国家試験合格発表の早期化**

看護師等の医療従事者に係る国家試験の新規合格者が、4月1日から医療従事者として臨床研修等の医療に従事することができるよう、合格発表の時期を早めること

**12 国における看護教員養成講習会の開催**

平成21年度をもって廃止された旧厚生労働省看護研修研究センターにおける「看護教員養成講習会」（看護師・保健師・助産師養成所教員専攻及び幹部看護教員養成課程）を国の責任において実施すること

## 8 地域医療確保に必要な財政支援の拡充等について

病院勤務医の減少など、地域における医師不足は一層深刻化し、「地域医療崩壊」の危機的な状況にあって、昨年度の診療報酬改定においては、救急、産科、小児科等の医療再建や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっておりますが、地方の病院における医療の確保は、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

このようなことから、地域医療確保に必要な財政支援の拡充等について次のとおり要望します。

### 1 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

#### (1) 公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充

地域に必要な医療を継続して確保するため、公立病院等の運営に配慮し、更なる地方財政措置の拡充を行うこと

#### (2) 公立病院等の運営に配慮した診療報酬の改正

昨年度の診療報酬改定においては、プラス改定とするとともに地域の中核病院等が担っている救急医療などを評価することとされたところであるが、公立病院等の運営について更なる評価の充実をすること

### 2 へき地医療の確保に必要な財政支援の拡充等

#### (1) へき地医療に配慮した診療報酬の評価

本県はいわゆる無医地区をはじめ、医師の充足率が極めて低い過疎地域を多く抱えており、へき地医療対策については、さらに積極的に取り組む必要があることから、へき地医療に配慮した診療報酬の評価を行うこと

## **(2) 国民健康保険診療施設に対する施設整備等に対する助成の拡充**

へき地医療の確保に重要な役割を果たしている国民健康保険診療施設に対する施設整備及び運営費に対する助成事業の拡充強化を図ること

## **3 地域医療を支える私立大学に対する財政支援**

岩手医科大学は、いわゆる「1県1医大」構想の下、岩手県唯一の医育機関、医学研究機関としての役割の他、本県の地域医療を支える中核的医療機関、医師の養成・派遣機関等として重要な機能を担っているところであることから、私立大学であっても他の国公立大学と同様に、当該地域の医療の確保等に関し、重要かつ欠くことのできない機能を果たしている大学医学部に対して、国からの財政支援の充実を図ること

## **4 病院の建替えにおける国庫補助制度の条件緩和**

民間病院等が建替えのため国庫補助事業を導入しようとする場合、いわゆる病床過剰地域においては、当該病院の病床数を10%以上削減することが補助の条件となっており、病院経営としては減収となること

また、地域移行できない精神病患者等の受け皿として病床を削減することが困難な地域もあることなどから、医療資源の安定的確保のため、地域における医療提供施設の適切な整備促進を図り、交付条件として既存病床の削減を求める国庫補助制度の見直しを図ること

## 9 小児救急医療体制の確保・充実について

今日、地域においては、保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化等を背景として、医師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められていますが、病院勤務医師の不足が一層深刻化しており、まさに「地域医療崩壊」の危機的状況にあります。

特に、へき地等において医師過少等の理由により一般の救急医療の確保にも苦慮している圏域においては、小児救急医療体制の構築が急務となっております。

昨年度の診療報酬改定においては、救急、産科、小児科等の医療再建や病院勤務医の負担軽減に配慮されたものとなっておりますが、地方の病院における医師確保、救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

については、医師不足地域における小児救急医療体制の確保・充実が図られるよう、次のとおり要望します。

### 1 小児救急医療への対応等に対する財政支援

医師不足地域における小児救急医療への対応等に係る取組に対し、財政的な支援の更なる拡充を図ること

### 2 小児救急電話相談事業費補助の拡充

看護師又は保健師のみの体制による小児救急電話相談事業を補助の対象とすること

## 10 国立病院機構所管病院の整備拡充等について

国立病院機構所管病院は、高度医療及び特殊医療を担当する病院として、地域医療の確保、医療水準及び公衆衛生の向上に大きく寄与したところではありますが、近年これらの医療需要が高度化、多様化する傾向にあることから、これまで以上にその果たす役割が増大しているところです。

県内4箇所の国立病院機構所管病院について、高度医療又は難病、小児救急等、専門医療を担う政策的医療施設として整備を進めるとともに、医師、看護師等医療従事者の確保を図り、機能の一層の充実強化について、特段の御配慮をお願いします。

また、平成19年3月をもって廃止された岩手労災病院の後医療について、後継医療機関においては、脊髄損傷患者など労災患者等に対する必要な医療提供体制が十分に確保されていない状況にあることから、こうした医療提供体制の確保について特段の御配慮をお願いします。

### 1 国立病院機構所管病院の医療提供体制の確保

県内4箇所の国立病院機構所管病院については、高度医療又は難病、重症心身障がい児医療、小児救急等、専門医療を担う政策的医療施設として整備を進めるとともに、医師、看護師等医療従事者の確保を図り、機能の一層の充実強化をすること

### 2 岩手労災病院廃止後に開設された後継医療機関における医療提供体制の確保

労災病院の再編計画に則り、岩手労災病院廃止後に開設された後継医療機関においても、引き続き脊髄損傷患者等の労災患者に対する必要な医療提供体制が確保されるよう配慮すること

## 11 医療費適正化計画の実績評価に伴う診療報酬の特例の設定について

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく全国医療費適正化計画における目標の未達成等を理由に、国は、都道府県と協議の上、適切な医療を効率的に提供する観点から合理的であると認められる範囲で、都道府県の診療報酬の特例を設定することができるかとされていますが、他の都道府県区域内より低い診療報酬の評価とした場合、地域の医療提供体制において大きな役割を担っている公的医療機関を中心に、その経営上、与える影響が大きいことから、次のとおり要望します。

### 医療費適正化計画の実績評価の取り扱い

目標の未達成を理由に、診療報酬の算定基準において他の地域より低い評価を行わないこと

## 12 少子化対策の推進について

少子化対策は、市町村が地域住民や関係機関・団体等と連携して取り組む必要があることから、地域の子育て環境づくりへの支援策を一層充実強化するよう、次のとおり要望します。

### 1 国と地方の役割分担を明確にした子ども手当制度の実現

子ども手当のような全国一律の現金給付については、国が担うべきであることから、給付額も全国一律として国が決定し、その全額を負担すること

### 2 周産期母子医療センターの運営に関する財政支援制度の拡充等

総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの運営に対する財政的支援について更なる拡充を行うこと

### 3 遠隔妊婦健診システム等の運営にかかる市町村への財政支援制度の創設

産科医師のいない遠野市において、「健やかな妊娠・出産サポート事業」の活用により、産科医師と連携した助産師による遠隔妊婦健診を全国に先駆けてモデル的に実施し、妊婦の通院の負担軽減や健康管理に成果を上げているところである

このモデル事業の成果を踏まえ、産科医師のいない地域でも、安心して子どもを産み育てられる環境を整備していくため、産科医師と連携した助産師による遠隔妊婦健診等に取り組む市町村への財政支援制度を創設すること

### 4 妊婦健康診査支援基金による助成事業の恒久的な制度化

子育て支援体制の一層の充実を図るため、妊婦健康診査支援基金により実施している妊婦健康診査公費負担の拡充の助成事業を平成

24年度以降も継続して行えるよう、恒久的な制度として、安定した財源の確保を図ること

## **5 保育サービスの一層の充実に向けた財政支援制度等の拡充**

- (1) 小規模な病児・病後児保育施設に対する助成制度の一層の拡充を図ること
- (2) 保育所利用者に係る徴収金基準額を引き下げること
- (3) 保育所における低年齢児の保育士配置基準などを見直すこと

## **6 児童家庭相談機能の充実のための財政支援の拡充**

町村における児童家庭相談の機能を充実し、児童虐待防止につながるため、専任職員を配置できるよう財政支援を拡充すること

## **7 放課後児童クラブに対する財政支援の拡充**

放課後児童クラブ設置促進のための支援を充実すること  
また、障がい児を受け入れるクラブに対しては、適切な数の指導員の確保が可能となるよう加算額の増額を図ること

## **8 仕事と家庭生活の調和に取り組む中小企業への支援策の拡充**

子育てにやさしい職場環境づくりを推進するため、一般事業主行動計画を策定して短時間勤務や有給休暇取得促進など、仕事と家庭生活の調和に主体的に取り組む中小企業に対し、支援策の一層の拡充を図ること

## **9 乳幼児に係る医療費の一部負担金の軽減**

国の少子高齢化対策の重要な施策として、乳幼児に係る医療費の一部負担金の更なる軽減措置を講じること

## **10 療養給付費等負担金等の減額調整の廃止**

地方単独事業により一部負担金を医療機関の窓口で軽減する場合の国民健康保険療養給付費等負担金等の減額調整を廃止すること

### 13 障がい者の地域での生活を支援する施策の充実について

障がい者が地域で安心した生活を送ることができるよう、地域生活を支えるうえで必要となる事業が安定的に運営されるための財源措置を講じるとともに、制度の改善を図られるよう、特段の配慮を要望します。

#### 1 「地域生活支援事業」に係る十分な財政措置

障がい者の社会参加や日常生活を支援する「地域生活支援事業」について、市町村事業の実施に際して必要な予算が確保されるよう十分な財政措置を講じること

#### 2 障害者自立支援法上の手続きの簡素化

国において講じている利用者負担の軽減策について、手続きが煩雑であることから、障がい者がサービスを利用しやすいよう手続きの簡素化を図ること

#### 3 移動支援事業の個別給付の制度化と入院時等の院内介助利用など取扱いの拡大

移動支援事業について、市町村の地域生活支援事業のメニューとしてでなく全国共通のサービスとして個別給付化するとともに、通院や通所だけでなく入院時の院内介助などにも利用できるよう取扱いを拡大すること

#### 4 身体障害者手帳の交付対象となる聴覚障がい程度の拡充

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児についても、補装具である補聴器の支給の対象となるよう、身体障害者福祉法を改正し、聴覚障がいの程度を拡充すること

## 5 自立支援給付費について国庫負担基準を設けることなく提供したサービスに対する財政支援

自立支援給付費に係る国庫負担基準をなくし、障がい者のニーズに対し市町村が適当と判断して提供したサービスについては全額国庫負担の対象とすること

## 6 障害者自立支援法に代わる新たな法制度の十分な周知

障害者自立支援法に代わる新たな法制度の制定に当たっては、障がい当事者の意見を反映し、また、十分な説明を行うとともに、その施行に当たっては、障がい当事者が混乱することのないよう、国の責任において十分な周知を行うこと

## 7 精神障がい者に係る相談員制度の創設

精神障がい者に係る相談員について、知的障害者相談員と同様、保護者が相談員となる制度を創設すること

## 8 精神障害者保健福祉手帳所持者に対する優遇措置の拡充

精神障害者保健福祉手帳の所持者について、他の障がいの手帳所持者と同様の運賃割引の優遇措置が受けられるよう、国において、大手バス会社やJR各社に対して要請すること

## 9 障害基礎年金の額の引上げ

障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、障害基礎年金の額の引上げを行うこと

## 10 障害児入所施設の在所期間の延長措置を講じること

平成24年4月1日に施行が予定されている児童福祉法の一部改正においては、18歳以上（支援がなければ福祉を損なう場合は20歳以上）の障害児施設入所者について、障害者自立支援法で対応するよう見直しされることとなっているが、障害児施設に入所中の学籍を有する18歳以上の者に対して、自立に向けた地域移行支援を円滑に実現するため、「学籍特例」として在所延長を認め、障害児入所施設支援の給付対象となるよう措置を講じること

## 14 重症心身障がい児（者）への在宅支援の充実について

医療的ケアを必要とする重症心身障がい児（者）が、住み慣れた地域で安心して生活が過ごせるよう、在宅支援を充実するために、次のとおり要望します。

### 1 重症心身障がい児等に対する在宅サービスの制限の緩和

在宅の重症心身障がい児等に対する訪問看護などの利用回数について、適正な支給量が確保できるよう関係法令による一定の制限を緩和し、そのための十分な財政措置を講じること

### 2 障がい福祉サービス報酬単価の引き上げ

在宅の医療ケアを必要とする重症心身障がい児等のショートステイに対応できる受入施設（医療機関）の拡大のため、障がい福祉サービス報酬単価を入院時の診療報酬単価相当額に引上げを行うこと

### 3 パルスオキシメーターのセンサーの日常生活用具給付品目への追加

重症心身障がい児（者）が呼吸管理のために使用しているパルスオキシメーターのセンサーは、消耗品であっても高額であるため、利用者の経済的負担を軽減するために、日常生活用具給付品目に追加すること

## 15 介護保険制度の円滑な運営のための制度改善等について

県民が介護に不安を持たず、安心して老後を送るためには、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営と適切なサービスの供給を図ることが重要であることから、保険者である市町村、利用者及び事業者が介護保険制度に適切に対応できるよう、次のとおり要望します。

### 1 介護サービス基盤の整備の推進

介護基盤緊急整備特別対策事業により、介護基盤整備に対する配分基礎単価の引上げが行われたところであるが、特別養護老人ホーム待機者が多数存在する状況を踏まえ、第5期計画期間以降においても、基盤整備に対する助成の拡充を継続すること

### 2 介護サービスの利用促進と低所得者対策の充実

誰もが必要な介護サービスを必要に応じて適切に利用できるよう、保険料や利用者負担の軽減など、低所得者対策を拡充すること

特に、認知症グループホームに入所中の利用者については、特定入所者介護サービス費や社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の対象となっていないことから、利用者負担の軽減策を講じること

また、小規模多機能型居宅介護を有効に活用するため、利用者が少ない場合には、登録者以外の利用を認めるなど、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を緩和すること

### 3 介護人材の確保及び育成

高齢者の増加に伴い、介護サービス拠点等の整備と合わせて、介護人材の確保及び育成が重要な課題であることから、報酬改定や介護職員処遇改善交付金制度の拡充など、介護従事者全般に対する恒久的な処遇改善方策を講じるとともに、介護雇用プログラム事業の継続実施や新規事業の創設など人材の確保及び育成に対する支援策を講じること

#### **4 地方や被保険者の財政負担の軽減**

報酬改定や基盤整備の促進、療養病床の再編成等に伴い、介護給付費全体が増大し、地方公共団体の介護保険財政を圧迫することが懸念されるため、公費負担割合の見直しの検討や財政調整のための交付金制度の創設など、地方公共団体や被保険者の負担が過大にならないよう支援策を講じること

#### **5 安心感のある要介護認定方法の確立**

平成 21 年度の要介護認定見直しの経過等を踏まえ、今後とも、利用者や有識者等の意見を聞きながら、被保険者が安心できる、要介護者の実態に即した要介護認定制度を確立すること

#### **6 地域包括支援センター職員等研修事業への財政措置**

事業仕分けにより平成 22 年度から地方移管とされた地域包括支援センター職員等研修事業については、県単独事業として実施しているが、国庫補助の廃止に伴う交付税措置等の所要の財政措置を講じること

## 16 感染症対策の充実について

子宮頸がん、細菌性髄膜炎、新型インフルエンザ、ウイルス性肝炎等の感染症については、その発生を予防するとともに、発生後の対策を充実させる必要があることから、次のとおり要望します。

### 1 予防接種制度の充実

#### (1) 予防接種法に基づく定期接種化

子宮頸がん予防ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンについては、予防接種法上の定期接種化に向けた検討を行うこととされ、都道府県に基金を設置し、市町村が行う接種事業に対する助成を実施しているところであるが、未だ定期接種化には至っていないことから、予防接種法に基づく定期接種化を早期に図ること

また、定期接種化された予防接種に係る費用については、国において全額財源措置を行うこと

#### (2) 公費助成制度の財源確保

早期の定期接種化が困難である場合は、平成 23 年度末までの時限措置で実施されている子宮頸がん予防ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンの接種に係る公費助成については、平成 24 年度以降も引き続き国において財源措置を行うこと

### 2 新型インフルエンザ対策について

#### (1) 対策の実効性を高めるための法的根拠の整備等

インフルエンザ (H1N1) 2009 への対応を踏まえ、将来的な高病原性の新型インフルエンザの発生に備え、その対策の実効性を高めるため、発

熱外来の設置や医療機関・医療従事者の確保・補償、集会等の自粛要請、長期間にわたる交通遮断、要援護者への食料等の配布など、地方自治体が行う対策の法的根拠が不明確な現状を踏まえ、各種法令の整備を進めるとともに、関係する地方自治体の長に当該対策の実行に係る権限を付与すること

## **(2) 地方自治体等が実施する対策への財政支援**

新型インフルエンザ対策は、国家的な危機管理の問題であることから、地方自治体や医療機関が行う新型インフルエンザ対策に要する費用についても、国の責任として十分な財政措置を講じること

## **(3) 医療物資の確保対策の充実と有効活用**

インフルエンザ (H1N1) 2009 へのワクチン接種事業に係る対応を教訓に、国内生産体制の強化などワクチン確保対策の充実を図るとともに、医療機関における経済的リスクを回避するための対策を検討すること

また、パンデミック時以外に放出が認められていない備蓄用の抗インフルエンザウイルス薬については、使用期限の延長等、その有効活用策を検討すること

## **3 肝炎インターフェロン医療費助成制度の充実**

ウイルス性肝炎患者のインターフェロン治療に係る医療費助成制度については、平成 22 年 4 月から自己負担限度額の引き下げがなされたところであるが、更なる制度の充実を図るため、インターフェロン医療費助成の対象として「少量長期投与療法」を追加するとともに、それに伴い助成期間を延長すること

## 17 特定疾患対策について

特定疾患など難治性の疾患に関する対策は、国の責任において総合的・体系的な対策が推進されるよう、次のとおり要望します。

### 1 特定疾患対策の法制化

特定疾患対策を法制化し、総合的、体系的な施策の充実強化を図ること

### 2 特定疾患治療研究事業における超過負担の解消

法律に基づき財源措置の充実強化を図り、都道府県の超過負担を解消すること

### 3 特定疾患治療研究事業における認定基準の見直し等

対象疾患の拡大を図るとともに、真に治療が必要な患者が適切に認定されるよう、疾病の性質、医療技術の進歩に応じた認定基準の明確化や見直しを行うこと

### 4 治療研究の一層の推進

- (1) 難治性疾患克服研究事業については、必要な予算を引き続き確保し、治療研究の一層の充実・推進を図ること
- (2) 線維筋痛症に関する研究については、必要な予算を引き続き確保し、発生要因の解明や治療方法、診断基準等についての研究を一層充実・推進すること

## 18 国民健康保険制度の円滑な運営について

雇用経済情勢の悪化や後期高齢者医療制度の実施に伴う国保税の収納率の低下等により、国保保険者における財政運営がさらに厳しくなっておりますことから、国民健康保険制度の円滑な運営が図られるよう、財政支援の更なる拡充を講じられますよう、次のとおり要望します。

### 1 地方公共団体や被保険者の負担軽減

診療報酬の改定等による医療費や後期高齢者支援金の増加に伴い、地方公共団体の財政負担や被保険者の国保税負担が増加し、国保財政や被保険者の家計を圧迫している状況にあることから、国の公費負担割合を拡大し、負担軽減を図ること

### 2 国保税収納対策の充実強化

雇用情勢の悪化や後期高齢者医療制度の施行に伴い、国保税の収納率が低下しており、一層の収納対策の充実を図る必要があることから、平成17年2月に国が示した収納対策緊急プランに基づく、市町村の対策に要する経費について、国の特別調整交付金による支援措置を拡充すること

### 3 国民健康保険財政調整交付金の減額措置の廃止

収納率が低い場合における国民健康保険財政調整交付金の減額措置については、広域化等支援方針の策定にかかわらず廃止すること

### 19 後期高齢者医療制度の安定した運営と新たな 高齢者医療制度への円滑な移行について

後期高齢者医療制度については、平成 24 年度末をもって廃止されることとされていますが、制度が廃止されるまでの間においても、制度を安定的に運営する必要がありますことから、引き続き、十分な国の財政措置が行われますよう、次のとおり要望します。

また、新たな高齢者医療制度の検討が進められていますが、新制度へ円滑に移行し、かつ、移行後の制度の安定的な運営を図る観点から、新制度の構築にあたっては、地方の意見を反映するとともに、国による制度の周知や必要な財源の措置などについて次のとおり要望します。

#### 1 後期高齢者医療制度の安定した運営

後期高齢者医療制度について、安定した運営が図られるよう、制度運営に伴う都道府県及び市町村の負担分に対する国の財政支援措置を確実かつ継続的に講じること

#### 2 新たな高齢者医療制度への円滑な移行

- (1) 新制度の構築に際しては、地方の意見を反映させること
- (2) 新制度の導入にあたっては、被保険者に混乱が生じないよう、国の責任において、十分な周知を図ること
- (3) 新制度への移行によって生じる財政負担については、地方に負担を転嫁することなく、国において、必要な財源を確保すること
- (4) 新制度移行への準備について、十分な準備期間を確保するとともに、システムの改修にあたっては、国の責任において、全額措置すること

- (5) 新制度への移行にあたっては、被保険者が複数の年金を受給している場合、最も金額が大きい年金から特別徴収できるようにすること等、現行制度の課題について改善すること
- (6) 新制度への移行にあたっては、特定健康診査・特定保健指導について、地域保健と職域保健が連携して実施率の向上に取り組めるよう、国がインセンティブとして設定している後期高齢者支援金の加算・減算措置の見直しを行うこと

## 20 診療報酬の改定について

平成22年4月に行われた診療報酬改定において、10年ぶりにプラス改定されたことは一定の評価をするものであるが、公立病院が厳しい経営環境にありながらも、住民のニーズに対応した適切な医療を提供している実情を十分考慮し、診療報酬の改定にあたっては、次のとおり評価の充実が図られるよう要望します。

### 1 へき地・救急医療等への評価の充実

へき地医療、高度・特殊・先駆的医療及び救急医療に対応している状況への評価が十分とは言い難い状況であり、実情を十分考慮すること

### 2 医師確保への評価の充実

県北・沿岸地域の医師確保のため、医師が一定期間、医師不足が顕著な地域の医療に従事することを義務化するなどの制度を構築するとともに、本県のように医師不足地域に勤務する医師に手当等加算している場合への財政支援や診療報酬上の加算措置等を行うこと

### 3 看護師及びチーム医療への評価の充実

高い医療機能を要求される公立病院において、入院基本料における看護師の評価を高め、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、栄養士、MSW等によるチーム医療の実践を評価し、実態に即した入院基本料の増額がなされること

## 21 病院事業に係る地方財政措置拡充について

本県の県立病院事業は、高度医療、精神科等の特殊医療、不採算地区医療などの分野を広く担当しており、地域に必要な医療が継続して確保されるよう、公立病院に対する地方財政措置の拡充を要望します。

### 1 公立病院運営に対する財政措置の拡充

診療報酬の増額によってもなお不足する公立病院運営に対する地方財政措置の拡充を行うこと

### 2 医師の勤務環境改善等に対する財政措置の拡充

医師の確保・定着に向けた勤務環境の改善や住民が安心できる医療提供体制の整備を重点的に進める必要があるとともに、医療のIT化の要請に応え、電子カルテ化や地域連携パスへの対応等を進める必要があることから、こうした経費について適切な財政措置を講じること

### 3 医師確保対策に対する制度の運用の拡充

平成21年度から医師の勤務環境改善のため医師確保対策について地方財政措置が拡充されたところであるが、県北・沿岸地域など医師確保が困難な地域での特性に応じた手当の創設等について、各県の実情に応じた取組が可能となるような制度の運用を行うこと

## 22 地方と中国の交流を促進するための環境の整備について

上海万国博覧会への出展やそれを契機とした本県産品の取引きの増加等を契機に、特に中国の経済人の間で、本県への直接投資やビジネスについての関心が高まってきております。

経済のグローバル化がますます進展する中で、地方が自らの発想で独自のネットワークを駆使し、直接、海外との経済交流を推進することは、地方経済のみならず日本全体の経済活性化につながるものと考えております。

こうしたことから、本県では、中国等との経済的・人的交流を頻繁に行い、県内企業との商取引を活発化させるとともに、中国をはじめとする海外の優良企業を主体的・積極的に誘致し、地域産業の振興及び雇用の促進等を図っていきたいと考えていることから、中国の経済人等が本県に来やすく、かつ滞在しやすい環境を整備するため次のとおり要望します。

数次有効の日本入国査証（商用）の申請要件の緩和など、中国国籍者が日本入国査証を申請する際の手続きの簡素化等

## 23 北上新貨物駅の整備について

岩手県南部エリアの物流インフラ強化により、ものづくり産業の一層の集積とモーダルシフト促進によるCO<sub>2</sub>排出量削減に貢献するため、北上市に新たな貨物駅を整備するにあたり、国の現行の補助制度の拡充または新たな制度を創設されるよう要望します。

### モーダルシフト促進のモデル事業

全国でモーダルシフトを促進するには、地方の鉄道輸送拠点の整備に重点を置く必要があり、現行の国庫補助制度（補助率）の拡充または新たな制度を創設し、北上新貨物駅をモデル事業として位置付けること

また、鉄道輸送は営業用トラック輸送に比してCO<sub>2</sub>排出量が1／8とされており、環境負荷の軽減の観点からも、積極的に上記支援制度を検討すること

## 24 農業者戸別所得補償制度の充実・強化と米需給調整の着実な推進について

岩手県においては、食料自給率の向上に向け、引き続き、我が国の「食料供給基地」としての責務を果たしていくこととしています。

昨年度実施された戸別所得補償モデル対策では、経営安定のセーフティネット機能や、米の需給調整機能が一定程度発揮されたところであり、本年度から本格実施されている農業者戸別所得補償制度においても、その機能の充実・強化を期待しているところです。

つきましては、農業者戸別所得補償制度が安定的に実施され、意欲ある多様な農業者が将来展望をもって継続的に営農に取り組むことができるよう要望します。

### 1 農業者戸別所得補償制度の充実・強化

- (1) 農業者戸別所得補償制度を円滑に進めるため、安定した財源を確保するとともに、法制化を含めて恒久的な制度とすること
- (2) 農地集積により担い手の経営規模拡大を促進するため、規模拡大加算を継続して措置すること
- (3) 戦略作物の生産性向上への取組や、地域振興作物の生産を支援するため、地域の実情に即して助成内容を設定できる産地資金を継続し、現行水準の予算を確保すること

### 2 米需給調整の着実な推進

- (1) 24年産米の生産数量目標の配分等に当たっては、これまで米需給調整に理解・協力し、目標を達成した都道府県に配慮するとともに、東日本大震災の被災県が不利とならない算定方法とすること
- (2) 米の先物取引の試験上場については、常時監視・監督し、適切に検証するなど、米の需給調整対策との整合性に配慮すること
- (3) ミニマムアクセス米の販売に当たっては、主食用米や加工用米の需給に影響を与えない対策を講じること

## 25 農林水産業における「担い手育成」と「産地づくり」 について

農林水産業の体質強化を図るため、「担い手の育成」と「産地づくり」に関する施策の充実を図るよう要望します。

### 1 新規就農者の育成・確保に係る交付金制度の創設

新規就農者を計画的に育成・確保するため、農業大学校における農業者教育、先進農家等における実践研修の受入、更に就農のための初期投資などに対して、総合的な支援を行う交付金制度を創設すること

### 2 「農の雇用事業」の充実

農業法人等で就業する新規雇用者が、加工や販売等の経営スキルを習得するためには長期間を要することから、平成24年度以降も「農の雇用事業」を継続するとともに、6次産業化など経営の高度化に取り組む場合の助成期間を最大3年間に延長すること

### 3 農地転用許可権限の委譲

住民に身近な行政は地方自治体が実施するという地域主権推進の観点から、農地転用許可権限については、国が有している4haを超える農地転用許可権限を、都道府県知事に移譲するとともに、2haを超え4ha以下の農地転用許可に関する国への協議を廃止すること

### 4 畜産関連施設への再生可能エネルギーの導入支援

災害時の畜産関連施設等における電力の安定確保や省エネ・省コスト化による経営コストの削減、併せて地球温暖化の防止などに資するため、畜産関連施設等への再生可能エネルギー（バイオマス、太陽光、風力エネルギー等）の先導的な導入を全面的に支援する補助制度等を創設すること

## 5 産業動物獣医師、公務員獣医師の確保対策の充実

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病防疫、畜産振興等の推進に重要な役割を担う産業動物獣医師及び公務員獣医師を確保するため、修学資金制度の充実と獣医学生等が産業動物診療や行政実務に触れる機会の拡大を図ること

## 6 森林整備に対する助成制度の拡充

地球温暖化防止に貢献し、低炭素社会に不可欠な森林を持続的に経営していくため、再造林や間伐の森林所有者負担を軽減する、定額助成方式の補助制度を創設すること

## 7 森林整備加速化・林業再生事業の基金積み増しと実施期間の延長

森林・林業再生プランを着実に推進するためには、被災した合板・製材工場等の復旧・整備はもちろんのこと、原木の流通停滞など震災の間接的な影響が拡大している本県の林業・木材産業全体の再生を図る必要がある

そのためには、間伐や路網整備といった川上から、木材加工施設や木造公共施設の整備支援といった川下まで幅広い対策を講じることのできる「森林整備加速化・林業再生事業」が最も有効であることから、当該事業の基金積み増しと実施期間の延長を講じること

## 8 森林計画制度実行確保のための支援の充実

森林法改正に伴う森林計画制度の見直しにより、市町村の森林管理に係る業務が大幅に増大することから、執行体制の確保を図るため、市町村等地方公共団体への財政支援を講じること

## 9 サケ及びアワビ等栽培漁業の安定化・効率化

- (1) サケ増殖事業主体の大半が大津波による甚大な被害を受けたことから、サケ資源を安定的に造成するため、稚魚放流に必要な経費について助成するとともに、地球温暖化によるサケの成育環境に対する影響についての調査研究を一層充実すること

- (2) アワビ、ウニ、ヒラメ等種苗生産施設が大津波による甚大な被害を受けたことから、種苗生産を再開し、栽培漁業の安定化・効率化を図るため、種苗生産体制の再構築を促進するとともに、必要な経費について助成措置を講じること

## 10 大型クラゲによる定置漁業被害への支援措置

- (1) 大津波により定置網漁具も甚大な被害を受けたことから、漁業協同組合等が行う大型クラゲの洋上駆除等を支援する「有害生物漁業被害防止総合対策事業」の助成対象基準を緩和するとともに、当該事業で導入した漁具が被災した場合は、再導入についても助成対象とすること
- (2) 大型クラゲの発生要因の早期究明と、比較的駆除が容易と考えられる発生初期における駆除対策の強化・充実を図ること

## 26 農地・森林・水産基盤の整備及び保全について

農林水産業を地域振興の基盤となる産業として確立するため、農地・森林・水産基盤の整備及び保全に関する施策の充実を図るよう要望します。

### 1 地域ニーズに即した柔軟な事業展開が可能な交付金の予算確保

生産性・市場性の高い産地形成や快適で安全に暮らすことのできる農山漁村を確立するためには、遅れている生産基盤や生活環境施設の加速的整備が必要であることから、「農山漁村地域整備交付金」と「地域自主戦略交付金」について、地域ニーズに的確に応えうる十分な予算を確保すること

### 2 食料自給力向上に向けた農業生産基盤整備の推進

- (1) 水田整備率が全国平均より 10%以上も低いなど生産基盤の整備が立ち遅れている本県においては、土地利用型作物の生産拡大や品質向上とともに、意欲ある農業者への農地利用集積の加速化に向け、地域の特性に応じた水田の区画整理や排水対策などを総合的に推進する必要があることから、「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業」などの農業農村整備対策予算を十分に確保すること
- (2) 本県では排水改良の遅れなどにより麦・大豆の平均単収は、東北や主産県を大きく下回っていることから、その対策として有効であり、地元ニーズも高い「戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業」を平成 24 年度以降も継続実施すること
- (3) 農業用水の安定供給や効率的な農産物流通を維持していくため、次々と耐用年数を迎えている農業水利施設や農道について、適切なストックマネジメントによる、計画的な予防保全・補修・更新など長寿命化対策を強化するとともに、地域の水循環の中核を担う中規模（県

営事業クラス)のダムや揚水機場等の保全管理に対する支援制度を創設すること

- (4) 農地・農業用水等の保全管理活動を通じ、施設の長寿命化や農業・農村が有する多面的な機能の維持・増進とともに、農村コミュニティの再生にも寄与していると評価の高い「農地・水保全管理支払交付金」について、今年度が対策の最終年度となっている「共同活動支援」を継続実施するとともに、恒久的な制度とすること

また、施設の老朽化の進行に的確に対応できるよう「向上活動支援」の十分な予算を確保すること

- (5) 本県では、過去3年に2度の大地震に見舞われたほか、近年、局地的な豪雨が頻発する傾向が強まっており、災害に強い農村づくりが急務となっている

農村のインフラである農地や農業用施設は、わが国の食料生産に不可欠なものであり、その防災対策は、国民の生命・財産を守り、国土を保全するものであることから、農地防災事業等に対する国の財政的な支援を強化すること

### 3 県有林の経営改善に向けた支援

- (1) 平成17年度から19年度まで、林業公社支援策として認められていた旧農林漁業金融公庫資金の任意繰上償還を再開するとともに、県有林事業で借り入れている債務においても同様の措置を講じること
- (2) 林業公社の経営安定化対策として、債務に係る利子相当額が特別交付税措置の対象とされているが、県有林事業についても同様の措置を講じること

### 4 地球温暖化対策の推進に向けた森林整備・保全のための目的税の創設

地球温暖化対策の推進には、森林の適切な整備・保全により、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させることが重要であり、それを確実に実行するために、管理不十分な森林の整備を全額国費で行う制度を早期に構築し、その財源を確保するための目的税を創設すること

### 5 松くい虫被害対策の強化

本県は、太平洋側の被害先端地域であり、これ以上の松くい虫被害の北上を阻止するため、被害対策予算を重点的に配分すること

## 27 農林水産物に関するWTO及びEPA交渉等について

農林水産業に関するWTO交渉及びEPA交渉に当たっては、我が国の農林水産業が健全に発展できる貿易ルールが確立されるよう最善の努力を尽くすよう要望します。

なお、平成23年6月23日、G20農相会合で採択された「食料価格と農業に関する行動計画」は、我が国が主張してきた食料安全保障や多様な農業の共存の重要性に沿ったものと認識しており、この行動計画に沿って各国が施策を講じるよう、働きかけを行うことを要望します。

また、関税撤廃が原則であるTPPへの参加については、広く国民の理解と合意が得られるまで十分な時間をかけて慎重に検討することを要望します。

### 1 交渉に臨む姿勢

WTO交渉及びEPA交渉にあたっては、農林水産業の持つ多面的機能の維持・増進、我が国の食料安全保障の確保及び国内における農林水産業の構造改革の取組への影響等を十分に配慮し、我が国の農林水産業が健全に発展できる貿易ルールが確立されるよう最善の努力を尽くすこと

### 2 WTO交渉

- (1) 農業交渉では、各国の事情に応じた「多様な農業の共存」を基本とし、食料安全保障などの非貿易的関心事項の適切な反映等を内容とする我が国の提案に即し、一律的な上限関税の設定や大幅な関税割当数量の拡大が行われないよう、また、十分な重要品目の数が確保されるよう交渉に当たること

- (2) 林水産物交渉では、有限な天然資源の持続的利用の観点に立ち、各国の実情に応じた品目ごとの柔軟性を確保したルールの確立に向け、林水産物を関税撤廃の対象外とするとともに、水産物の輸入割当制度が堅持されるよう交渉に当たること
- (3) とりわけ、水産物交渉では、水産資源の保存及び持続的利用や漁村の社会資本整備などに資する漁業補助金が、原則禁止とされないよう交渉に当たること

### 3 E P A 交渉

E P A 交渉では、国内農業はもとより地域経済に対する影響を及ぼさないよう交渉に当たること

特に、日豪 E P A 交渉において、米、小麦、牛肉、乳製品など我が国の重要品目の関税が撤廃されれば、今後の W T O 交渉及び米国、E U 等との E P A 交渉への大きな影響が懸念されることから、これら重要品目が関税撤廃の対象から除外されるよう、強い姿勢で交渉に当たること

### 4 T P P 交渉

関税撤廃が原則である T P P への参加については、広く国民の理解と合意が得られるまで、十分な時間をかけて慎重に検討すること

## 28 道路整備事業の促進について

本県は、首都圏の一都三県に匹敵する広大な面積を有しており、移動手段を自動車交通に依存している状況にあります。道路は、県民生活や経済・社会活動を支える最も基礎となる社会基盤のひとつであり、救急医療機関へのアクセスの向上や災害時における救援物資等の輸送の確保、地域間の交流・連携の促進を図るなど、県民の安全で安心な暮らしを守り、活力ある地域社会の形成を図るためには、幹線道路ネットワーク等の整備が必要不可欠であることから、次の事項について、要望します。

### 1 直轄道路等の整備促進

#### (1) 直轄道路の整備促進

内陸における地域間交流を促進し、快適・安全な生活を支えるため、直轄道路の整備を促進すること

- 一般国道4号の整備促進
- 一般国道46号の整備促進

#### (2) スマート IC の整備促進

高速道路の利便性を高め、平泉の文化遺産の世界遺産登録を契機とした観光振興や地域医療等を支援するため、スマート IC の整備に必要な財源を確保したうえで、整備を促進すること

### 2 道路事業における総合的な評価の実施

費用便益分析については、これまでの3便益に「救急医療における効果」等の新たな便益を加えること、また、事業評価に当たっては、費用便益比 B/C のみによって事業の採否や継続の可否を決めるのではなく、防災面の効果等を考慮した総合的な評価を行うこと

## 29 港湾・海岸整備事業の促進について

県内の産業を支える物流拠点づくりや地域の産業振興に資する観光・交流拠点づくりを推進するとともに、三陸沿岸は、本年3月に発生した東日本大震災により壊滅的な津波被害を受けるなど津波常襲地帯であり、過去に甚大な被害を受けてきた津波から県民の生命・財産を守るため、次の項目について要望します。

### 直轄港湾・海岸整備事業の促進

産業を支える物流拠点づくりなどを推進するとともに、過去に甚大な被害を受けてきた津波から県民の生命・財産を守るため、直轄港湾事業の完成時期が遅れることがないよう、引き続き整備促進を図ること

- (1) 久慈港湾口防波堤の整備促進
- (2) 宮古港竜神崎防波堤の整備促進

## 30 河川・砂防施設整備事業の促進について

本県は、河川の整備率が未だに低く、また、地形的・社会的要因から多くの土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所を抱えています。自然災害等に対する県民の不安を軽減し、県民の安全で安心な暮らしを実現するためには、河川改修や砂防施設の整備が必要不可欠であることから、次の事項について、要望します。

### 1 直轄河川改修事業の促進

北上川は沿川に県内の資産の多くが集中しているが、平成14年7月の台風6号や平成19年9月の二度の豪雨等、大規模な出水による被害が相次いで発生していることから、県民が安全で安心できる県土づくりを推進するため、直轄河川改修事業の完成時期が遅れることがないように、引き続き整備促進を図ること

- (1) 北上川上流河川改修事業及び一関遊水地事業等の促進
- (2) 北上川狭隘地区治水対策事業（一関・藤沢地区）の促進

### 2 直轄砂防事業の促進

平成20年6月の岩手・宮城内陸地震により発生した大量の不安定土砂や岩手山の火山活動等により土砂災害の発生が懸念されることから、早急に被害の防止・軽減を図るため、直轄砂防事業の完成時期が遅れることがないように、引き続き整備促進を図ること

- (1) 八幡平山系直轄火山砂防事業の促進
- (2) 栗駒山系直轄特定緊急砂防事業の促進

## 31 ダム建設事業の促進について

洪水から県民の生命・財産を守り、安全で安心な暮らしを実現するため、次の事項について、要望します。

### 1 直轄ダム建設事業の促進

胆沢ダム建設事業は、胆沢川や北上川沿川の洪水被害の軽減、水道用水やかんがい用水の確保、発電等を目的に実施されており、本県の発展や県民の安全で安心な暮らしの実現のために極めて重要であることから、完成時期が遅れることがないように、引き続き整備促進を図ること

### 2 県営ダム建設事業の推進のための予算の確保

本県のダム建設事業は、条例に基づき、外部の有識者や県民の意見を聞きながら客観的な評価を行うとともに、国の要請に基づいてダム事業の検証を行っているが、検証結果等に対する地域の判断については、国として最大限尊重すること

また、ダム建設による洪水被害の防止や水資源の確保などの整備効果を早期に発現させるため、築川ダム等の整備を推進するための予算の確保を図ること

## 32 地方の社会資本整備を推進するための予算の確保について

平成 23 年度政府予算において、「社会資本整備総合交付金」及び「地域自主戦略交付金」を合わせた本県への公共事業予算の配分額は、対前年度並みの予算が確保されたものの、県民の安全で安心な暮らしを守る防災施設等の整備や、物流を支える幹線道路ネットワークの整備、老朽化した橋梁などの社会資本の維持管理など、本県にとって必要な社会資本を適切に整備し、維持管理していくための予算が十分に確保されていない状況にあります。

つきましては、次の事項について、着実に推進するための予算の確保を要望します。

### 1 道路事業の推進

物流を支える幹線道路ネットワークの整備とともに、広域的な観光や圏域を越える交流・連携の促進、ひとにやさしいまちづくりのための道路の無電柱化、日常生活を支える安全な道づくりなど、一般国道や県道の整備を着実に推進するための予算を確保すること

### 2 河川・砂防事業の推進

近年に家屋等の浸水被害が発生した区域の災害防止や、都市部等における予防的な治水対策、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所などにおける土砂災害対策など、災害に強い県土づくりを着実に推進するための予算を確保すること

### 3 都市基盤整備事業の推進

都市部における円滑な交通を確保し、良好な市街地形成を図るとともに、安全で安心な都市生活と機能的な都市活動を支えるため、盛岡南新都市地区開発整備事業をはじめとする土地区画整理事業や街路事業等の都市基盤施設の整備を着実に推進するための予算を確保すること

#### **4 港湾・海岸事業の推進**

県内の産業を支える物流拠点や地域の産業振興に資する観光・交流拠点づくりを進めるとともに、過去に甚大な被害を受けてきた津波から県民の生命・財産を守るため、港湾や海岸保全施設の整備を着実に推進するための予算を確保すること

#### **5 住宅整備事業の推進**

県民の暮らしを守る住宅セーフティネットを確保するため、公営住宅の改善や老朽化した公営住宅の建替などを計画的に推進するための予算を確保すること

#### **6 適切な維持管理の推進**

老朽化した橋梁、河川・海岸施設、下水道などの社会資本について、良好な状態を維持し、安全性・信頼性の確保を図るため、維持管理計画に基づく適切な維持管理を推進するための予算を確保すること

## 33 浄化槽整備事業の推進について

本県は、中山間地域を多く抱えていることから、健全な水循環を確保するため、生活排水対策として浄化槽の計画的、効率的な整備に取り組んでいますが、浄化槽の普及率は計画の半分程度であり、今後、一層の普及促進が必要となっています。

また、市町村財政は、税収減や交付税の落ち込み、福祉負担の増加などにより一段と厳しくなっていることから、浄化槽の更なる整備促進を図るため、次の事項について要望します。

### 1 浄化槽市町村整備推進事業の助成率の引上げ・助成対象経費の拡充及び事業要件の緩和

市町村が設置する浄化槽は、公共施設とみなされるものであることから、事業の助成率を1／3から、下水道等と同じ1／2に引き上げること  
また、助成対象経費である事務費に人件費を追加すること

さらに、単年度当たりの設置基数要件については、財政的に要件を満たすことが困難であることから廃止すること

### 2 浄化槽設置整備事業（個人設置型）の助成率の引上げ

厳しい財政状況下にある市町村が、独自のかさ上げ補助を実施して浄化槽の普及促進に努めている現状に鑑み、事業の助成率を1／3から1／2に引き上げること

### 3 浄化槽の維持管理に対する公的助成制度の創設

浄化槽が適正に維持管理され、公共用水域の水質保全が図られるよう、法定検査費等の維持管理費について、公的助成制度を創設すること

### 4 浄化槽施設の災害復旧事業にかかる補助率の引上げ

災害復旧事業の補助率1／2を、下水道等の公共施設と同じ2／3に引き上げること

## 34 農業集落排水施設の災害復旧事業における 補助の拡大について

農業集落排水施設の災害復旧事業の補助率は、現行では1／2であり、下水道等の他の公共施設と比べて低い状況となっています。平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震では、被災した設置者に多大な負担が発生しており、今後も高い確率で大規模な地震の発生が予想されていることから、次の事項について要望します。

### 農業集落排水施設の災害復旧事業にかかる補助率の引上げ

農業集落排水施設は、農村地域における下水処理を担う重要度の高い公共施設であることから、災害復旧事業の補助率を下水道等の公共施設と同じ2／3に引き上げること

## 35 新たな定数改善計画の策定について

今日的な教育課題の解決に向けた個に応じたきめ細かな教育を実施するため、また、多様な高校教育等の展開に対応するため、新たな定数改善計画を早期に策定し、実施することを要望します。

### 新たな定数改善計画の策定

平成 22 年度に新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画案が示されたが見送られており、新学習指導要領の円滑な実施や個に応じたきめ細やかな指導の実現のために、新たな定数改善計画を早期に策定し、実施すること

また、新・公立高等学校等教職員定数改善計画案も示されたが見送られており、多様な高校教育等の展開に対応するため、新たな定数改善計画を早期に策定し、実施すること

## 36 公立学校施設の耐震化推進に係る支援措置の拡充について

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす場所であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所となるなど、重要な役割を担っています。このため、学校施設の早期耐震化は喫緊の課題であり、その一層の推進のため、全ての計画事業が実現できるよう、地方財政措置の充実も含め、十分な財政支援措置を講じるよう要望します。

### 1 耐震化事業に対する国庫補助率のかさ上げ措置の拡充

Is 値 0.3 未満の建物に対する国庫補助率3分の2のかさ上げ措置を、Is 値 0.3 以上の建物についても拡充すること

### 2 高等学校施設の耐震化に対する国庫補助の適用

高等学校の耐震化事業も国庫補助対象とするとともに、地震防災対策特別措置法に基づく補助率のかさ上げ措置(補助率2/3)も適用すること

### 3 地方自治体の財政負担の大幅な軽減

全ての耐震補強に係る事業の起債充当率を 100%とし、地方の一時的財政負担をなくすこと

## 37 高校生を対象とした奨学金制度の拡充について

経済・雇用情勢が逼迫している現状で、高校生を対象とした奨学金制度は必要不可欠であります。このため、経済危機対策臨時交付金による基金の活用が平成 23 年度で終了することから、生徒が安心して学業に打ち込めるよう、安定的な財源対策が講じられるよう要望します。

また、低所得者層の家庭の高校生を対象とした、給付型の奨学金制度の創設を要望します。

### 1 貸付金に係る財源措置

奨学金の返還金は、貸付金の原資となるものであるが、返還までに相当の期間を要するとともに、近年の奨学金希望者の増加に伴い、貸付金の原資の確保に苦慮していることから、貸付金の原資となる財源の安定的かつ十分な措置を講じること

### 2 給付型の奨学金制度の創設

低所得者層の家庭は、高等学校授業料無償化の直接的な恩恵がないことから、家庭の経済状況に左右されずに安心して学業に専念できるよう、低所得者層の家庭の高校生を対象とした給付型の奨学金制度を創設すること

---

## 38 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置について

---

奥州藤原氏による平泉文化に代表される日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館など、調査研究・資料収集・保存・展示公開等を目的とした総合的な研究拠点施設を、平泉町に設置することを要望します。